

令和2年度 第2回杵築市農業委員会総会議事録

令和2年5月8日 金曜日 午後1時30分 杵築市農業委員会総会を杵築市農地保全センター2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	二宮 茂	2番	阿部 一郎	3番	吉岩 一三
4番	藤松 美潮	5番	宇留嶋 雄蔵	6番	手嶋 辰三
7番	金高 奉宣	8番	倉永 信裕	9番	江藤 由之助
10番	藤原 通弘	11番	佐々木 福司	12番	小田 敏春
13番	豊田 敏夫	14番	木村 房雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

3番 吉岩 一三 4番 藤松 美潮 7番 金高 奉宣 10番 藤原 通弘
12番 小田 敏春

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	清原 浩徳	農地・管理係長	安部 順子
農地・管理係主査	阿部 清伸	農地・管理係主査	小野 瀬靖

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 7号	農地法第3条の申請について
議案第 8号	農地法第5条の申請について
議案第 9号	非農地証明願いについて
議案第 10号	農用地利用集積計画(案)の決定について
報告第 2号	農地法第18条第6項の規定による賃貸借権並びに 使用貸借権の解約受理について(合意解約)

議長	<p>それでは、令和2年度第2回杵築市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(13時29分：開始)</p>
議長	<p>本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、〇〇〇委員と、〇〇〇委員の両委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より〇〇〇並びに〇〇〇を指名いたします。</p>
議長	<p>本日の議事案件は、議案第7号から議案第10号までの4議案21件と報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。</p>
議長	<p>まず、はじめに「議案第7号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア. 所有権の移転の1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>皆さん、こんにちは。農業委員会事務局の〇〇〇です。本日もよろしくお願いします。</p> <p>それでは、議案書1ページをごらんください。</p> <p>「議案第7号」「農地法第3条の申請について」。</p> <p>農地法第3条第1項及び同法施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求める。</p> <p>ア、所有権の移転。</p> <p>番号1番、申請人、譲渡人、〇〇〇区、〇〇〇、譲受人、〇〇〇区、〇〇〇、〇〇歳。申請の土地になります、大字〇〇〇字〇〇〇、地番〇〇〇、地目、台帳、現況ともに〇〇、地積〇〇〇m²、合計〇筆の〇〇〇m²。譲受人の経営面積は、田〇〇〇a、畑〇〇〇a、計〇〇〇a。理由といたしましては、市外移住、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>1番について、〇〇〇農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
〇〇〇 委員	<p>〇〇〇地区担当の〇〇〇です。よろしくお願いします。</p> <p>では、場所を説明します。場所は〇〇〇から〇〇〇に行く途中、〇〇〇を挟んで〇〇〇の〇〇〇〇〇というところがあります。〇〇〇からすぐ見えるところで、ここに今回、第3条の申請をした〇〇〇さんの土地があります。そして、このすぐそばの〇〇〇に〇〇〇さんが住んでいます。〇〇〇さんは〇〇〇に移住するので、〇〇〇さんに譲るという話はまとまったようです。</p> <p>以上です。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>続いて、許可基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>譲渡人は、市外に移住するため農地整理を行っています。また、譲受人は譲渡人の隣の農地を所有しており、今回、耕作の都合がよく、売買の話もまとまったため、申請となりました。</p> <p>なお、〇〇〇さんの所有農地は、これ以外に約〇〇〇aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>〇〇〇さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号1番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、〇〇〇さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p>

	以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、番号2番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■■㎡、合計■■筆の■■■■㎡。譲受人の経営面積は、田■■■■a、畑■■■■a、計■■■■a。理由といたしましては、高齢のため、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■委員	4月16日に事務局と■■■農地委員と確認に行っていました。場所は、■■■■の東で、■■■を挟んで東側にあります■■■の横の農地です。■■■■さんは近隣の土地を耕作しており、今度の話もまとまったように思います。よろしくお願ひいたします。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願ひます。
事務局	<p>譲渡人は、高齢で管理ができない状態です。現在、譲受人は、申請地の近くの農地を耕作しており、今回、耕作の都合もよく、売買の話もまとまったため、申請となりました。</p> <p>なお、■■■■さんの所有農地は、これ以外に約■■aありますが、今後、順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号2番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、番号3番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■■㎡。譲受人の経営面積は、田■■■■a、畑■■■■a、計■■■■a。理由といたしましては、親戚に贈与、親戚から受贈であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	3番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■委員	まず、場所は、■■■■沿いの■■■■の手前です。ここは今、基盤整理をしています。■■■さんも高齢で、実際は、■■■■が耕作をしています。将来的にも■■■の確保はできると思いますので、ご審議のほどよろしく願ひします。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願ひます。
事務局	<p>譲渡人と譲受人は親戚で、申請地を譲受人が以前から管理しており、今回贈与の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>なお、■■■■さん所有農地は、これ以外に約■■aありますが、その分は自分で管理しています。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号3番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に</p>

	<p>規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>続きまして、議案書2ページをごらんください。</p> <p>番号4番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■㎡、合計■■筆の■■■㎡。譲受人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、計■■■a。理由といたしましては、経営規模縮小、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>4番について、■■■■委員よりご意見があればお願いします。</p>
■■■委員	<p>申請場所につきましては、■■■■をに行きますと■■■という集落があります。その集落の中に■■■という■■■があるんですが、そこから右方向に500mぐらいの場所になります。申請地につきましては、現在、小さいながらもビニールハウスが建っておりますが、ハウスの中にはこれといった作物はつくられていないような状態でありました。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>続いて、許可基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>譲渡人は、経営規模縮小を考えています。今回、自宅横の農地で耕作の都合がよい、譲受人と贈与の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>なお、■■■■さんの所有農地は、これ以外に約■■■aありますが、今後、順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号4番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第7号」「農地法第3条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第7号」「農地法第3条の申請について」を、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第7号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可することに決めます。</p>
議長	<p>次の議案に入る前に、第1回総会にて、■■■■委員からご質問のあった件について、事務局より報告があります。</p>
事務局	<p>事務局の■■■■です。よろしくお願いします。</p> <p>報告の内容としましては、令和2年度第1回総会にて、■■■■委員から質問のありました案件についてです。</p>

	<p>申し上げます。令和2年度第1回総会「議案第2号」一般転用、番号1番について。</p> <p>質問の内容「隣接土地所有者の印鑑（同意書・承諾書）がない場合でも転用許可してもよいのか」。</p> <p>報告、大分県農林水産部農地活用・集落営農課担当者に相談し、確認したところ、「法的に転用許可に印鑑を押印した同意書は必ずしも必要な書類ではない。トラブルを最小限に抑えるため、どの自治体も提出を求めている。どうしても書面がとれない場合は、申請者から理由書、覚え書きなどを提出させていると思います。」と回答をいただきました。</p> <p>以上です。</p> <p>では、続きまして、「議案第3号」「非農地証明願いについて」の番号6番の証明書発行についての質問について。</p> <p>質問の内容「非農地証明書発行については、どのくらいの期間、耕作放棄・放置していたら証明書を発行できるという基準はあるのか」。</p> <p>報告、休耕・放置期間について明確な基準はありません。非農地証明書発行基準により判定しています。</p> <p>以上です。</p> <p>なお、■■■■委員さんは今総会に出席されておりませんが、先に述べさせていただきました内容を連絡差し上げ、承諾をいただいております。また、報告書を作成し、書面にて送付させていただいております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	その件については、お手元にも資料があると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。
議長	次に、「議案第8号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。一般転用の1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、私からご説明します。</p> <p>議案書3ページをお願いします。</p> <p>「議案第8号」「農地法第5条の申請について」。</p> <p>農地法第5条第3項により、下記のとおり許可申請があったので県知事に進達するため意見を求める。</p> <p>ご説明します。</p> <p>一般転用の番号1番、申請人、土地所有者、■■■■区、■■■■、転用者、■■■■区、■■■■、■■■■、■■■■歳。申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■■■、地積■■■■m²、合計■■■■筆の■■■■m²。申請内容、一般住宅用地として、申請理由は、現在賃貸暮らしであるが、子どもの成長にともない手狭になったことから、家を建てたい。こちらは、第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、 ■■■■ 農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■ 委員	<p>4月27日に■■■■農地委員と事務局で現地を確認いたしました。申請場所ですけど、この5条-1の地図にあるように、■■■■から道なりに1.1kmに位置する土地であります。下側の■■■■を目安に行って、それから■■■■の■■■■の途中に■■■■さんの倉庫へ向かい、そこから約50m東に進んだ場所です。</p> <p>この申請地の土地所有者である■■■■さんの娘の旦那が■■■■さんで、■■■■さんの家が申請地</p>

	くお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>ご説明します。</p> <p>転用者の■■■■さんは、■■■■で現在■■歳。自宅の駐車場用地、家業の■■■■の資材置場、倉庫用地として、該当地を土地所有者の■■■■さんから購入し、近隣で行っていた工事に伴い発生した残土を利用し、駐車場を造成したため追認案件となりました。</p> <p>これに対し、■■■さんから始末書の提出があります。</p> <p>まず、立地条件です。</p> <p>申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。そのため代替地の検討も行いましたが、候補地の土地の形状、面積不足などから申請地に決めたようです。</p> <p>なお、申請地は農用地区域外農地であることを確認しております。</p> <p>次に一般基準です。申請地の北側は■■■と■■■、南側は■■■、西側は■■■及び■■■■を挟んで■■■、東側は■■■と■■■にそれぞれ接しており、南側の■■■筆のうち■■■筆については、今総会議案で審議する転用予定地であり、■■■筆は、■■■■さんが所有する耕作放棄地であるため、申請地の転用に問題はないと考えています。</p> <p>続いて整備計画です。駐車場、資材置場として約■■■㎡、■■■㎡を倉庫として整備予定です。</p> <p>各整備に対する資金計画ですが、土地代、駐車場の舗装代は既に支払いが完了しており、支払いを証明する書類の写しが添付されています。倉庫整備資金については、預金通帳の写しにより確認できます。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、今申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。お願いします。</p>
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、議案書4ページをお願いします。</p> <p>ご説明します。</p> <p>番号3番、申請人、土地所有者、■■■■区、■■■■、転用者、■■■■区、■■■■、■■■■、■■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■■、地積■■■㎡、合計■■■筆の■■■㎡。申請内容、駐車場用地、進入路用地として。申請理由は、自宅に駐車場がないため、車両の通れる幅の進入路とともに拡張したい。こちらは、第2種農地で追認案件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	3番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■委員	この3番は、先程の番号2番のすぐ■■■への部分です。新道から旧道に入る道ができたときに自宅に入る道をつくったということがございます。よろしく願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>ご説明します。</p> <p>転用者の■■■■さんは、■■■■で現在■■歳、自宅への進入路が狭く、駐車場もなかつ</p>

	<p>たことから、該当地を土地所有者の■■■■■さんから購入し、近隣で行っていた工事に伴い発生した残土を利用し、進入路及び駐車場としたため追認案件となりました。</p> <p>これに対し、■■■■■さんから始末書の提出があります。</p> <p>まず立地条件です。</p> <p>申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くはないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。そのため代替地の検討も行いましたが、候補地の土地の形状、費用面、公道までの距離、森林化していることなどのことから申請地に決めたようです。なお、申請地は農用地区域外農地であることを確認しております。</p> <p>次に、一般基準です。</p> <p>申請地の北側は■■、南側は■■を挟んで■■、東側も■■、西側は■■■■■■にそれぞれ接しており、北側に■■がありますが、先で説明した番号2番に該当する転用予定地であるため、申請地の転用に問題はないと考えています。</p> <p>続いて整備計画です。進入路用地は全長約■■m、幅員約■■m分をコンクリート舗装し、駐車場用地として■■m×■■m分の用地を舗装して確保、残地は■■として管理するとのことです。</p> <p>整備に対する資金計画ですが、土地代、造成費は既に支払いが完了しており、支払いを証明する書類の写しが添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請については許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。お願いします。</p>
議長	<p>只今、「議案第8号」「農地法第5条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第8号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第3項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第8号」「農地法第5条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。</p>
議長	<p>次に、「議案第9号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>続きますので、私が説明いたします。</p> <p>それでは、議案書5ページをお願いします。</p> <p>「議案第9号」「非農地証明願いについて」。</p> <p>農地に該当しない旨の証明願が下記の者に提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、■■■■■区、■■■■■、申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■■、地目、■■■、地積■■■㎡、計■■筆の■■■㎡。申請地の状況、山林、転用または耕作放棄された理由、進入路が狭かったことから、平成10年頃から耕作を放棄し、その後、管理不足のため竹が生い茂ってしまった。</p>

	以上です。
議長	1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	<p>4月16日に■■■■農地委員と事務局と確認に行ってまいりました。場所は、■■■■の■■■■区の大体四差路になっておりまして、■■■■に行く道と、■■■■の■■■■のほうに行く道の少し過ぎたところから上に上った、入り込んだところにあります。</p> <p>そのまま放置していたものですから、竹が入り込んでしまっていて、生い茂った状態であります。よろしくをお願いします。</p>
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>ご説明します。</p> <p>非農地証明書発行基準によって、現地を4月16日に■■■■農地委員と■■■■農業委員とで確認しました。</p> <p>申請地は、法第30条第3項第1号の判断結果により「農地管理に関する通知」を送付済みです。申請地が現況となった理由は、進入路が狭いため、平成10年頃から耕作を断念し、その後管理を怠ったことによるもので、現在は竹が生い茂った状態です。</p> <p>これは、証明書発行基準第2の4に該当し、農用地区域外農地で、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。</p> <p>以上のことから、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、このままの状態です。</p> <p>以上です。よろしくをお願いします。</p>
議長	続いて、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>ご説明します。</p> <p>番号2番、申請者、■■■■、■■■■、申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■■■、地積■■■■㎡、合計■■■■筆の■■■■㎡。申請地の状況、宅地、転用または耕作放棄された理由、昭和58年8月ごろ、申請者の父親が該当地を購入し、一般住宅及び物置用倉庫を建ててしまった。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	■■■■農地委員と私と事務局とで確認しました。場所は、■■■■、■■■■の近所から■■■■方面に500mぐらい上った場所です。住宅を建てていますが、誰も住んでいない空き家状態です。審議のほどよろしくお願いたします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>ご説明します。</p> <p>非農地証明書発行基準によって、現地を4月17日に■■■■農地委員、■■■■農業委員とで確認しました。</p> <p>申請地は、申請者の父親が昭和58年に、農地転用手続きを行わず一般住宅及び物置用倉庫を建ててしまったとのことです。このことに対し、申請者名で始末書が提出されています。</p> <p>申請地の現況は、証明書発行基準第4の5に該当し、農用地区域外農地で、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。</p> <p>以上のことから、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。</p>

	今後の予定についてですが、このままの宅地として管理するようです。 以上です。
議長	続いて、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	ご説明します。 番号3番、申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■㎡、合計■筆の■■■㎡。申請地の状況、宅地及び進入路、転用または耕作放棄された理由、昭和58年に2階建ての居宅兼車庫を建ててしまった。 以上です。
議長	3番について、■■■■委員よりご意見があればお願いします。
■■■委員	4月4日の朝、■■■■委員と事務局の方とで確認に行きました。昭和58年に倉庫兼住宅を建てたそうです。ご審議お願いします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	発行基準です。現地を4月20日■■■■農地委員、■■■■農業委員とで確認しました。 申請者が昭和58年、この地に農地転用手続を行わず居宅兼車庫を建ててしまったようです。このことに対しましては、申請者名で始末書の提出があります。 申請地の現況は、証明書発行基準第4の5該当し、農用地区域外農地で、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。 以上のことから、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、このままの状態管理したいとのことです。 以上です。よろしくをお願いします。
議長	只今、「議案第9号」「非農地証明願いについて」、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第9号」「非農地証明願いについて」は、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第9号」「非農地証明願いについて」は、非農地証明書を発行することに決めます。
議長	次に、「議案第10号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書6ページをごらんください。 「議案第10号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」。 農用地利用集積計画(案)の審議依頼があるので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、これを決定することについて意見を求める。 ア、利用権の設定。 番号1番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■、借人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■㎡、合計■筆の■■■㎡。設定期間は■年新規で、借人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、計■■■aです。

	<p>続きまして、番号2番、申請人、貸人、[]区、[]、[]、借人、[]、[]、[]、[]歳。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。設定期間は[]年新規で、借人の経営面積は、畑のみ[]aであります。</p> <p>以下、同じ申請人、設定期間、借人の経営面積があれば省略させていただきます。</p> <p>続きまして、番号3番、申請人、貸人、[]、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。</p> <p>続きまして、番号4番、申請人、貸人、[]、[]、借人、[]区、[]、[]歳。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。設定期間は[]年新規で、借人の経営面積は、田[]a、畑[]a、計[]aであります。</p> <p>続きまして、番号5番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。</p> <p>続きまして、番号6番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。</p> <p>続きまして、番号7番、申請人、貸人、[]、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。</p> <p>続きまして、議案書8ページをごらんください。</p> <p>番号8番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。</p> <p>続きまして、番号9番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。</p> <p>続きまして、番号10番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]区、[]、[]歳。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。設定期間は[]年新規で、借人の経営面積は、田[]a、畑[]a、計[]aであります。</p> <p>続きまして、議案書9ページをごらんください。</p> <p>番号11番、申請人、貸人、[]、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。</p> <p>貸し手農家数[]戸、借り手農家数[]戸、利用権の設定面積は、全部で[]㎡になります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、「議案第10号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第10号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第10号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」は、これを承認することに決めます。</p>

議長	<p>これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第2号」がありますので、事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案書10ページをごらんください。</p> <p>「報告第2号」「農地法第18条第6項の規定による貸借権並びに使用貸借権の解約受理について」（合意解約）であります。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、■■■■、■■■■、■■■■、借人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■■㎡。理由といたしましては、貸人の都合であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>以上をもちまして、令和2年度第2回杵築市農業委員会総会を閉会します。</p>
	<p>(14時16分： 終了)</p>